

# 学校いじめ防止基本方針

## いじめ防止に向けた基本方針

いじめは、冷やかしやからかいのほか、スマートフォンなどの情報機器を介したり、暴力行為に及んだりするなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加しています。いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりまた、深く傷つき、悩んでいる児童生徒もいます。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

(北海道いじめ防止基本方針より)

そこで、本校に在籍する児童生徒が安心、安全に学校生活を送ることができる保護者や地域の人々と協力し、いじめの未然防止に取り組み、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに対応することを目的として「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

北海道東川養護学校



## 1 いじめに関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」（平成25年度 いじめ防止対策推進法）をいう。

### (2) いじめの内容

- ア 冷やかしかやからかい、悪口や嫌なことを言われる
- イ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ウ 仲間はずれ、無視をされる
- エ 軽くぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- オ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- カ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### (3) いじめの要因

- ア いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- イ いじめは単に児童生徒の問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ウ いじめは、加害と被害という二者関係だけではなく、はやし立てるなど「観衆」の存在や周囲で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在や所属集団の閉鎖性の問題等により、いじめは行われ、潜在化したり、深刻化したりもする。
- エ いじめを行う背景には、「いらいらやストレス」「競争的な価値観」などが存在しており、児童生徒の人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。そのため、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりが必要である。
- オ いじめは児童生徒の人権に関わる重大な問題であることから、児童生徒の発達の段階に応じた男女平等、子ども、高齢者などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、違いを認め合い支え合うことができず、いじめが起こり得る。

### (4) いじめの解消

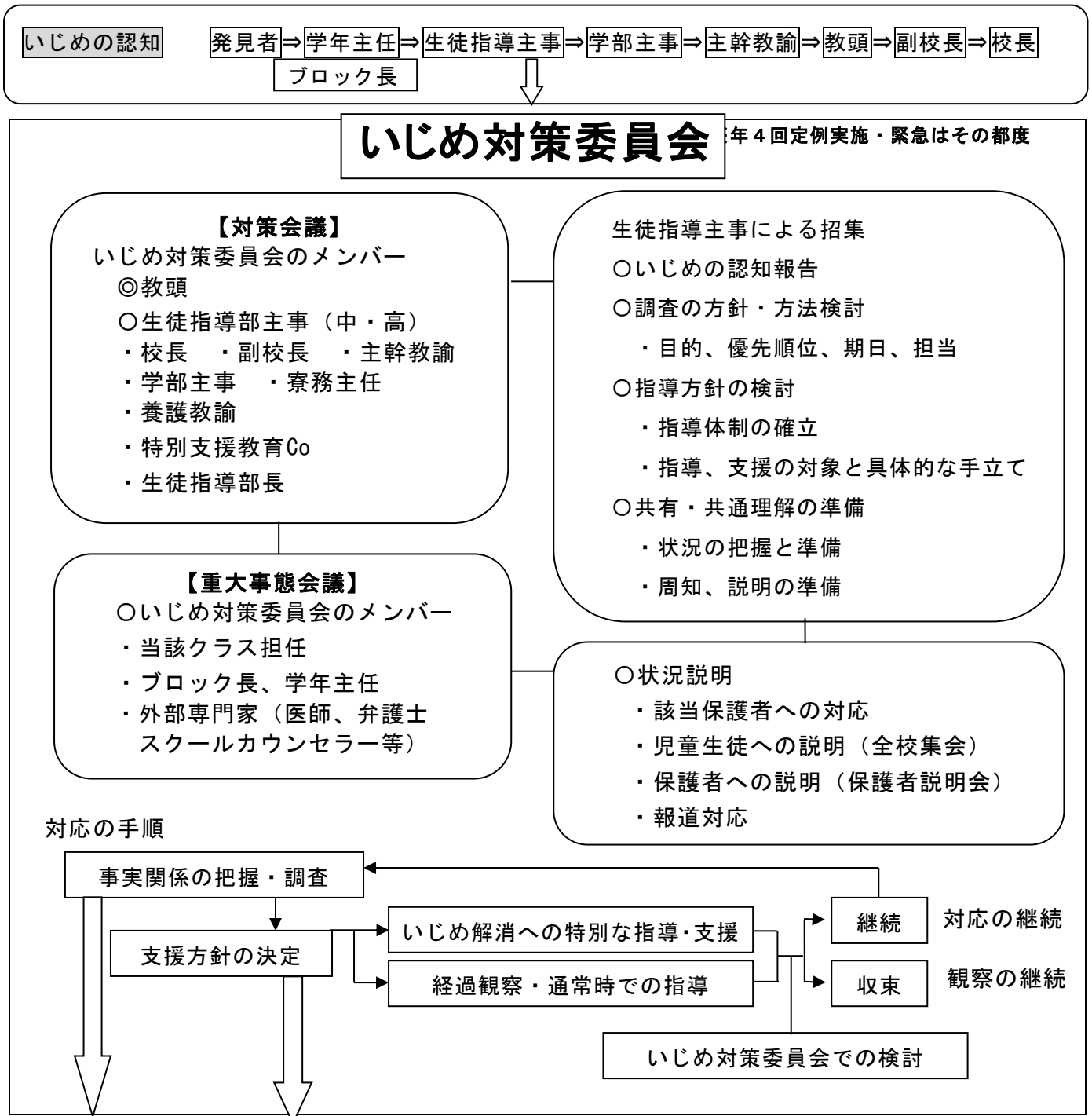
いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」することはできない。いじめが「解消」している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。また、本人や保護者への面談を通じて、継続的に確認する必要がある。

- ア 被害児童生徒に対する心理的又は物理的影響を与えるいじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。
- イ 被害児童生徒が、心身の苦痛を受けていないこと。（本人や保護者の面談等で心理的苦痛を感じていないかどうか確認する。）（北海道いじめ防止基本方針）

## 2 いじめの防止等の対策のための組織と計画

### (1) いじめ対策委員会の設置と役割

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組



学校	保護者	地域	教育局	関係機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有</li> <li>・対応策の検討</li> <li>・被害児童生徒の保護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況説明</li> <li>・対応方針の説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力要請</li> <li>・外部専門家</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告</li> <li>・指導・助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力体制</li> </ul>

## (2) 年間計画

### ア 定例会議

年4回いじめ対策委員会実施。(緊急性のある事案は、その都度臨時会議を行う。)

### イ いじめアンケート調査

いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的な調査を年3回、学級担任による聞き取り調査を(5月、10月、2月)に実施し、教頭に提出する。アンケート結果をホームページに掲載し、小中学部朝会や高等部朝会で児童生徒に調査結果を伝える。

### ウ 基本方針の周知

1回目の定例会議で本校の「学校いじめ防止基本方針」を見直し、学校職員や寄宿舎職員に周知する。また、保護者には保護者向けリーフレットや基本方針をホームページへ掲載し、PTA総会で説明を行い周知を図る。

### エ 研修等

教職員支援機構で作成したいじめ問題対応に関わる動画及び生徒指導研究協議会等で周知された動画の提供並びに児童生徒に向けたYouTube動画を全職員が共有できるようにする。

## (3) 基本取組

ア 6・7月を、いじめ防止月間として、学校全体で組織的に取り組む。

イ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い人と関わる力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ 保護者及び地域の関係者と連携を図りながら、いじめ防止・解消等に関する児童生徒の活動に対する支援を行う。

エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるため、全校集会や小・中学部、高等部朝会、児童生徒会活動の充実を図る。

オ インターネットを通じて行われるいじめについては、児童生徒、保護者からの訴え、閲覧者からの情報を確認し、解決に向け対処する。また、ネットパトロールを計画的に実施する。

## (4) いじめの早期発見のための取組

いじめの早期発見のために、「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。普段と様子が違うと感じた児童生徒がいた場合は、学年会、ブロック会、学部会において気付いた内容を共有し、より大勢の目で当該児童生徒を見守る。

### ア いじめ相談体制

児童生徒及び保護者が、いじめ等に関する相談ができるよう、次のとおり相談体制の整備をする。

- (ア) 学級担任に対する相談
- (イ) いじめ相談窓口の設置(教頭)
- (ウ) スクールソーシャルワーカーに相談

### イ いじめ防止・解消等のための資質を向上

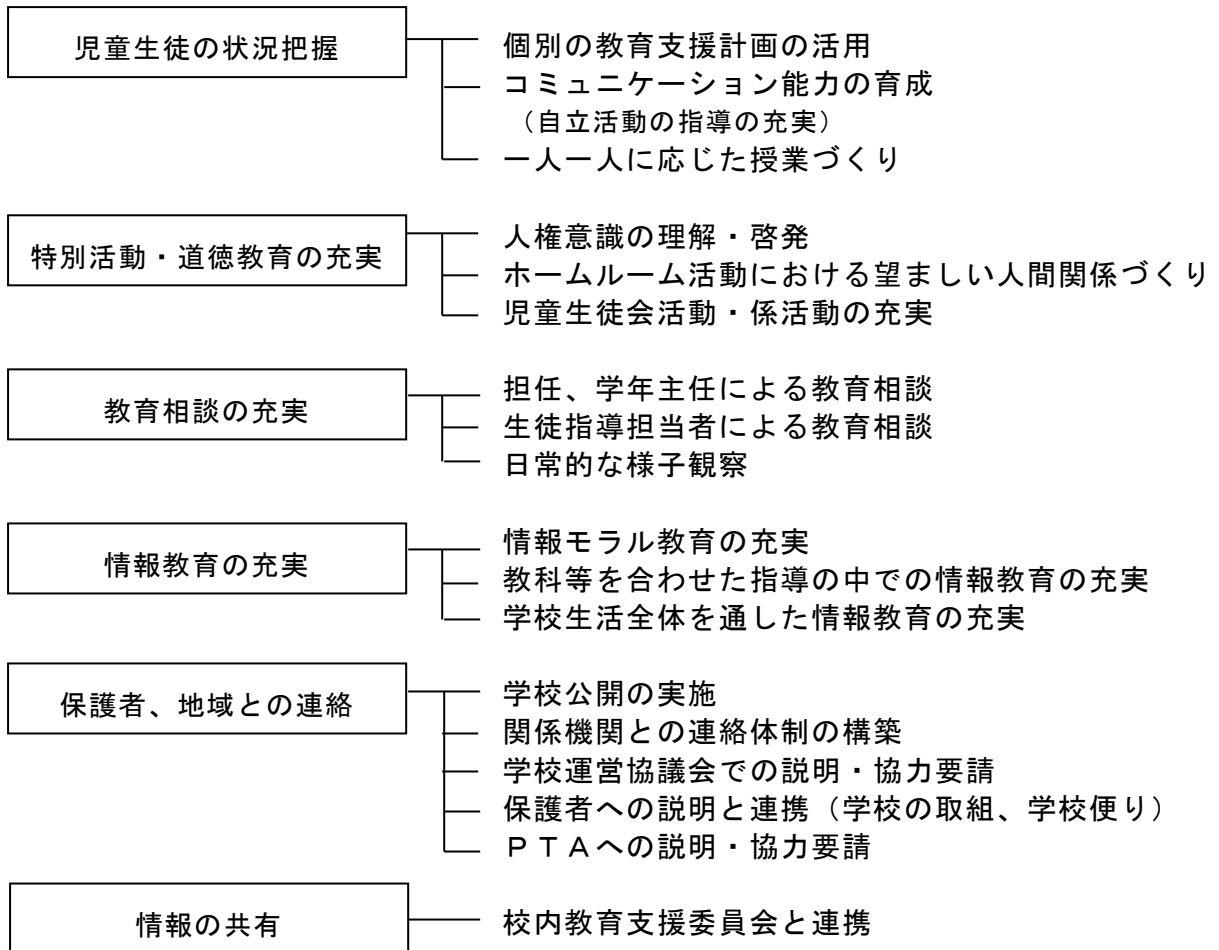
いじめ防止・解消等のため、研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止・解消等に関する教職員の資質向上を図る。

### 3 いじめの防止

#### (1) 未然防止の取組

- ア いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- イ 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ウ いじめにつながることはないよう児童生徒の前での言動に気を付ける。

#### (2) 未然防止の視点



## 4 いじめの早期発見と対応

### (1) いじめの早期発見

いじめの早期発見と対応のために、全職員が協力して対応することが重要である。いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ対策委員会を中心に組織的に対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の対応に当る必要がある。また、情報収集を丁寧に行い、事実確認をした上で、いじめを受けている児童生徒の安全を最優先に考えて対応する。

また、傍観者の立場にいる児童生徒たちにも傍観は、いじめと同様であるということを指導する。学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して対応する。

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめを止める指導するとともに、再発を防ぐためいじめを受けた児童生徒と保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた児童生徒等が、安心して教育を受けられるための措置が必要と認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行うなどの措置を講ずる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- オ 学校や家庭には、なかなか話すことができないような状況であれば、「ほっかいどうこどもライン相談」などの相談窓口を紹介する。
- カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、北海道教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

## 5 いじめの重大事態への対処

いじめの重大事態とは

### (1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- イ 精神性の疾患を発症した場合
- ウ 身体に重大な障害を負った場合
- エ 高額の金品を奪い取られた場合

### (2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- ア 年間の欠席が30日程度以上の場合（ただし、児童生徒が連続して欠席している場合には上記目安にかかわらず迅速に対応する。）
- イ 一定期間、連続した欠席がある場合

### (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、北海道教育庁上川教育局高等学校教育指導班に速やかに報告する。
- イ 北海道教育庁上川教育局と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 6 保護者・地域の人々との連携

次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

### (1) 保護者への説明と評価

ア 保護者リーフレットの配付（4月）

イ 学校評価

（ア） いじめの早期発見に関する取組に関すること。

（イ） いじめの再発を防止するための取組に関すること。

### (2) 学校運営協議会での説明と評価

(3) 学校ホームページで「いじめ防止基本方針」の公開

## 7 参考動画

- 児童生徒教材「ともだち、かかわりづくりプログラム」（64本の動画・文部科学省）



- 職員向け研修教材「学校におけるいじめ問題への対応のポイント」  
（NITS：独立法人教職員支援機構）オンライン研修校内研修シリーズ



## 8 附則

平成 28 年 6 月 14 日 施行

令和 4 年 4 月 一部改訂

令和 5 年 4 月 一部改訂

令和 5 年 9 月 一部改訂

令和 6 年 5 月 一部改訂

令和 8 年 4 月 一部改訂